

## 幼児等の感染拡大状況による注意喚起について

令和3年8月27日

石垣市こども未来局

市内感染拡大を受けて保育園児等の感染があることから下記のとおり、注意喚起を行います。

なお、当通知による下記の取り扱いについては、沖縄県緊急事態措置期間中としますが、今後の国の緊急事態宣言及び沖縄県の方針等により変更する場合があります。

### 記

1 通知における適用期間：令和3年8月27日～9月12日  
(今後の感染状況次第では期間延長もあり得ます。)

### 2 注意喚起の内容:

- (1). 乳幼児及び同居する家族に発熱、鼻水、咳、嘔吐、下痢、倦怠感等の風邪症状がある場合は、症状が改善するまでは自宅保育をお願いします。
- (2). 家庭内に濃厚接触者(親兄弟など)がいる場合、その家庭内の園児・児童は登園(利用)停止とします。なお、当該濃厚接触者がPCR検査で「陰性」と判定された場合は、登園(利用)可とします。
- (3). 園児及び保護者の郡外渡航について、急を要しやむを得ない郡外渡航となる場合は、帰島後、自宅保育とともに行動自粛をお願いします。  
症状があれば直ぐに、症状がなければ、帰島後5日目にPCR検査又は抗原検査を受けるようにしてください。
- (4). 帰島後、PCR検査又は抗原検査の結果がでるまでは、自宅保育として「陰性」が判定された後に登園(利用)して下さい。また、帰島後のPCR検査を受けない場合は、帰島日を1日目とカウントして、1週間の自宅保育をお願いします。